

令和2年6月7日

東村山市民スポーツセンター 利用団体代表者各位

新型コロナウイルス感染症拡大防止特別期間 利用規定

【団体利用に関する注意事項】

- 1 今後の新型コロナウイルス感染状況によっては、市の判断により施設休場となる場合がありますので、ご了承ください。
- 2 利用者の健康状態の申告、更衣室の利用制限等、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について、遵守していただきます。遵守いただけない場合は、施設の管理者により使用中止とする場合があります。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の詳細については、以下の施設における【新型コロナウイルス感染症拡大防止対策】をご確認ください。

【新型コロナウイルス感染症拡大防止対策】

1 施設利用時の注意事項

- 当日の利用前に体温を測定し、発熱の有無を確認すること
- 以下に該当する場合は、施設を利用しないこと
 - ・発熱がある場合（過去2週間前からの発熱も含む）※37.5℃以上は原則入館・入場をお断りいたします。
 - ・体調がすぐれない場合（例：咳・痰・胸部不快感・強いだるさ・風邪の症状・咽頭痛・味覚障害等の症状）
 - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる人がいる場合
 - ・入国制限・観察期間等がある海外から2週間以内の帰国した場合（当該者と濃厚接触した場合も含む）
- マスクを持参し着用をすること（熱中症に注意し、競技中は可能な範囲で）
- 利用前・利用後には手洗いをすること
- 部屋の換気は1時間に1回、10分程度窓を開け換気すること
- 代表者が当日の利用者の名簿を作成し、少なくとも一か月は保管すること
- 代表者は、当日の利用者を全員把握し、連絡できるようにしておくこと
- 対外試合は行わないこと
- 周囲の人と、できるだけ2m以上の距離を空けること
- 組み手等の練習は行わないこと
- 強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層周囲の人と距離を空けること
- 運動・スポーツ中に、唾や痰をかくことは極力行わないこと
- タオルの共用はしないこと
- 大きな声で会話、応援等をしないこと
- 飲食の禁止（熱中症予防のための水分補給を除く）
- 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、速やかに施設管理者に報告すること
- 施設側から当日利用者名簿の提出を求められた場合は、速やかに提出すること
- 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと

2 更衣室利用時の注意事項

- 更衣ロッカーご利用の際は、利用者同士の間隔を空けること
- 当面の間、シャワー（屋内プールは除く）、ドライヤー類の使用禁止
- 利用は短時間にすること
- 会話をするときにはマスクを着用すること
- 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと
- 当面の間、パブリックスペースの使用禁止（利用者の送迎であっても館内での滞留はできません）

感染リスク状況により「変動」することをご了承の上、ご利用ください。

東村山市民スポーツセンター
指定管理者 東京ドームグループ